随意契約（プロポーザル等を除く）一覧表（文化観光局分）（令和7年9月分）

別紙3

No.	担当課	問合せ先（直通）	業務名	契約業者名	契約金額（税込）（円）	契約日	随意契約の理由及び根拠法令	随意契約の種別	備考
1	世界遺産課	228-7014	百舌鳥古墳群ビジターセンター内シアタープロジェクター分解整備等業務	キヤノンマーケティングジャパン株式会社　公共・社会インフラ営業本部	1,427,681	R7.9.29	本業務は、百舌鳥古墳群ビジターセンター内に設置しているシアターシステムのプロジェクターの分解整備を行うことで運用維持を図るものである。当該目的を達成するためには、当該プロジェクターおよびシアターシステムの精密な調整を行う必要があり、詳細な設定や構成に関する専門的な知識と技術を有することが不可欠である。当該プロジェクターおよびシアターシステムを製造した当該業者独自の、高度かつ詳細な知識が必要不可欠であるため、当該業者以外の者による適正な履行が見込めず、契約の性質及び目的が競争入札に適しない。 仮に当該システムの詳細な知識および技術を有しない者が本業務を履行する場合、重大な設定漏れが生じる可能性が高まるほか、代替機設置時の映像品質や音響調整の不備、障害発生時の迅速な対応が困難となり、ビジターセンターの運営および展示事業に支障を及ぼすなど、市民サービスに著しく影響を及ぼす恐れがある。 特に、当該プロジェクターは6台で構成されており、それぞれが高所から別々の映像を投影する仕組みとなっている。代替機の設置時や分解整備後の再装着時には、各プロジェクターを元の位置に正確に設置し、映像の位置や向き、焦点などを精密に調整する必要がある。これらの作業には高度な専門知識と経験が求められ、誤った設置や調整は映像演出の品質低下や来館者体験の損失につながる。 以上のことから、本業務を適切に履行できる業者は、当該プロジェクターを製造し、システムの構築・設置を行ったキヤノンマーケティングジャパン株式会社以外にはないため、当該業者と随意契約を行うものである。 （地方自治法施行令第167条の2第1項第2号）	1者随契	
2									
3									